

# 北海道口腔保健推進協議会開催要領

## 第1 目的

歯科口腔保健の推進に関する法律及び北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づく事項について、協議を行うことを目的として、北海道口腔保健推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## 第2 協議事項

協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 北海道歯科保健医療推進計画の策定・評価及び見直しに関すること
- (2) 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインに関すること
- (3) 歯科保健医療に関する実態調査に関すること
- (4) その他必要と判断された事項に関すること

## 第3 構成

- (1) 協議会は、15名以内の構成員で構成する。
- (2) 構成員は、市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わる学識経験者、歯科保健医療関係団体及びその他関係団体の中から保健福祉部長が選定する。

## 第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。
- (2) 必要に応じ、協議会に座長を置くことができる。
- (3) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 第5 その他

- (1) 協議会の庶務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

### 附則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年 5月25日から施行する。

### 附則

この要領は、平成26年 8月12日から施行する。

### 附則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。